日本歯科衛生教育学会 利益相反指針

（目 的）

第1条

日本歯科衛生教育学会（以下「本会」という）の事業遂行に関する利益相反［Conflict of Interest：COI］（以下「COI」という）状態を公正に管理することにより，事業の公正・公平さを維持し，透明性，社会的信頼性を保持しつつ，本会の適正な推進を図るものとする．

（対象者）

第2条

利益相反指針は，COI状態が生じる可能性のある以下の対象者に適用する．

（1）本会会員

（2）本会が行う事業活動に携わる本会会員以外の者

（3）上記対象者の配偶者，一親等の親族，または収入・財産を共有する者

（対象となる事業活動）

第3条

利益相反指針の対象となる事業活動は，以下のとおりである．

（1）本会学術大会等の開催

（2）本会機関誌および学術図書等の発行・編集事業

（3）本会および会員が実施する研究・教育および調査事業

（4）その他，本会の目的を達成するために必要な事業活動

（申告すべき事項）

第4条

対象者は，以下の（1）～（10）の事項について，COI自己申告の基準を超える場合には，その正確な状況を，利益相反自己申告書により，本学会理事長に申告するものとする．申告された内容の具体的な開示，公開方法は利益相反指針の定めるところにより行うものとする．

（1）企業・法人組織，営利を目的とする団体の役員，顧問職，社員等への就任

（2）企業の株の保有

（3）企業・法人組織，営利を目的とする団体からの特許権使用料

（4）企業・法人組織，営利を目的とする団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）

（5）企業・法人組織，営利を目的とする団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料

（6）企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する臨床研究費（治験，臨床試験費等）

（7）企業・法人組織，営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究，共同研究，寄付金等）

（8）企業・法人組織，営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座に関する事項

（9）企業・法人組織，営利を目的とする団体から人員・機器・設備・施設等が，研究遂行に提供された場合

（10）その他，上記以外の旅費（学会参加等）や贈答品等の受領

（COI自己申告の基準）

第5条

前条で規定する基準は以下のとおりとする．下記の基準の金額には消費税額を含まないものとする．

（1）企業・組織や団体の役員，顧問職については，1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする．

（2）株式の保有については，1つの企業についての年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする．

（3）企業・組織や団体からの特許権使用料については，1つの権利使用料が年間100万円以上とする．

（4）企業・組織や団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料等）については，1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上とする．

（5）企業・組織や団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については，1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計50万円以上とする．

Presented by Medical*Online

(6) 企業・組織や団体が提供する研究費については，1つの企業・団体から受託研究費，共同研究費，臨床試験等）に対して支払われた総額が年間200万円以上とする．
(7) 企業・組織や団体が提供する寄付金等については，1つの企業・組織や団体から，申告者個人または申告者が所属する部局あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合とする．
(8) 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする．
(9) その他，研究とは直接無関係な人員・機器・設備・施設・旅行・贈答品等の提供については，1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間10万円相当とする．

(利益相反自己申告書の取り扱い)

第6条

本会の学術大会等での発表に係る抄録登録時，本学会機関誌への論文投稿時，あるいは本会が実施する研究・教育および調査事業の実施にあたり，研究倫理審査申請書と併せて提出される利益相反自己申告書は，受理日から2年間，本学会理事長の監督下に本会事務所で厳重に保管されなければならない．2年間の期間を経過した当該対象者の利益相反自己申告書については，理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される．ただし，削除・廃棄が適当でないと理事会が認めた場合には，2年間を超えて保管できるものとする．

2　COI情報は，原則として非公開とする．本会は，下記の事由が生じた場合，理事会に対し，当該対象者の利益相反自己申告書を開示する．

(1) 理事会が，当該対象者の申告内容に関し，本指針に違反する疑いが生じ，開示の必要性があると認めたとき
(2) 会員または非会員の者が理事会に対し，当該対象者の申告内容に関し，本指針に違反する疑いがあることを書面により指摘し，理事会が，これを相当と認めたとき

(審議・緊急措置)

第7条

理事会は第6条2項の場合，当該対象者の利益相反自己申告書の開示を受け，その疑義を審議し，判断を行う．

2　理事会は，前項の判断を行うにあたり，必要と認めるときは利益相反委員会に諮問することができる．

(違反者に対する措置)

第8条

提出されたCOI自己申告事項について，疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合，本会として社会的説明責任を果たすために利益相反委員会が十分な調査，ヒアリング等を行ったうえで理事長に報告する．深刻なCOI状態があり，説明責任が果たせない場合には，理事長は理事会で審議のうえ，適切な措置を講じることができる．

(措置に対する不服申立)

第9条

前条の措置を受けた者は，本学会に対し，7日以内に書面により不服申立をすることができる．理事会は，不服申立を受理したとき，利益相反委員会に対し再諮問を命じ，理事会の審議を経て，その結果を不服申立者に通知する．

(守秘義務)

第10条

COI情報をマネージメントする上で，個人のCOI情報を知り得た本会理事，事務局職員，関係役職者は守秘義務を負う．

(改　廃)

第11条

本指針を改廃する場合は，利益相反委員会での協議のうえ，常任理事会の承認を得なければならない．

附　則

本指針は，2020年7月18日から施行する．

本指針は，2022年3月25日から施行する．

Presented by Medical*Online

日本歯科衛生教育学会 利益相反指針細則

第1条　本会学術大会等の発表
（開示の範囲）
演者全員が開示する義務のある利益相反状態は，発表内容に関連する企業・法人組織や営利を目的とする団体（以下「企業・組織や団体」という）に関わるものに限定する。
（開示の時期と方法）
本会の学術集会，シンポジウム，講演会，および公開講座などで発表・講演を行う演者全員は，抄録提出時に，過去3年間における発表者の当該発表演題に関した利益相反状態の有無を明らかにする。発表時には発表スライド，あるいはポスターに，利益相反状態を開示する。開示が必要であるのは演題登録日の3年前から発表時までのものとする。

第2条　本会機関誌などでの発表および学術図書等の発行・編集
（開示の範囲）
著者が開示する義務のある利益相反状態は，投稿に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。
（開示の時期と方法）
本会の機関誌などで発表を行う著者は，投稿時に，共著者を含めた全著者の当該論文に関した利益相反状態を明らかにしなければならない。利益相反指針および本細則に規定された利益相反状態がない場合は，同部分に，「著者に利益相反状態は認められなかった」旨の文言を入れる。開示が必要であるのは論文投稿日の3年前から投稿日までのものとする。学会機関誌以外の本会学術図書等での発行・編集も，これに準じて利益相反状態を明らかにする。

第3条　本会が実施する研究・教育および調査
（開示の範囲）
本会が実施する研究・教育および調査の参加者全員が開示する義務のある利益相反状態は，本会が実施する研究・教育および調査の内容に関連する企業・組織や団体に関わるものに限定する。
（開示の時期と方法）
本会が実施する研究・教育および調査の参加者は，全員が研究・教育および調査計画申請時に，参加者全員の研究・教育および調査に関した利益相反状態を明らかにしなければならない。また，研究・教育および調査中に新たな利益相反状態が発生した場合は，8週以内に報告する義務を負うものとする。

第4条　役員等ならびに学術大会長の利益相反自己申告書の取り扱い
（開示の範囲）
本会の役員（理事長，副理事長，理事，監事），学術大会担当責任者（大会長，副大会長，準備委員長），各種委員会委員長およびこれらの委員会に属する小委員会の長，事務局職員が開示する義務のある利益相反状態は，本会が行う事業に関連する企業業・組織や団体に関わるものに限定する。
（開示の時期と方法）
本会の役員（理事長，副理事長，理事，監事），学術大会担当責任者（大会長，副大会長，準備委員長），各種委員会委員長およびこれらの委員会に属する小委員会の長，事務局職員は，就任時の前年度1年間における利益相反状態の有無を就任時と就任後は1年ごとに利益相反自己申告書を提出しなければならない。既に利益相反自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。利益相反自己申告書には就任時から遡って過去3年分を記入する。在任中に新たな利益相反状態が発生した場合は，8週以内に報告する義務を負うものとする。

第5条　改廃
本細則を改廃する場合は，利益相反委員会での協議のうえ，常任理事会の承認を得なければならない。

附 則
本細則は，2022年3月25日から施行する。

Presented by Medical*Online

日本歯科衛生教育学会雑誌投稿規程

投稿資格

本誌に投稿する者は歯科衛生教育学会会員に限る．

原稿の内容

投稿論文の内容は本会および本誌の目的に適した未発表のものに限る．

原稿の種類

原稿の種類は，総説，原著，報告，解説，その他のいずれかとする．

採否・記載順位

投稿原稿については，複数の査読者の意見をもとに，編集委員会で検討し，その採否を決定する．体裁の統一と掲載順位については編集委員会に一任するものとする．

受付締切日

受付締切　1号：11月30日　　2号：6月30日

投稿票

投稿票に必要事項を記載し，原稿のセルフチェック表の必要項目をチェックし，筆頭著者が署名したものを投稿原稿に添付する．

承諾書

承諾書に必要事項を記載し，著者全員の署名・捺印したものを投稿原稿に添付する．

投稿料

刷り上がり6頁目まで無料．7頁目から1頁につき8,000円申し受ける．

図，写真の図版制作費（版下代を含む）はすべて著者負担とする．

別刷

別刷を希望する場合は，必要部数（10部単位）を投稿票の所定の欄に記載し，その実費は著者負担とする．

校正

著者校正は原則として初校のみとし，その際の校正は印刷上の誤りの訂正のみとする．なお，著者が連名の場合は，校正責任者と送付先を明記する．

原稿様式

原稿の書き方は次の要領による．

1）原稿は和文または英文にする．なお，英文原稿は原著，報告のみとする．

2）原稿はMicrosoft Wordを使用し，10.5ポイント，新仮名づかい，口語体，横書きとし，A4判用紙に1行25字×30行で印字する（1頁は約2,350字相当である）．英文原稿はA4判用紙にダブルスペースで10.5ポイントで印字する．

3）原稿は表紙，和文抄録，本文，文献，著者への連絡先，表，図の順に綴じ，表紙から通しページ番号をつける．

4）原著論文の場合は原則として，緒言，対象および方法，結果，考察の順とし，英文抄録を添付する．

5）表紙には和文および英文で表題，著者名，所属機関名，必要な場合には指導者名を順に書く．著者は原則として10名以内とする．これを超過する場合は編集委員会宛の理由書を投稿論文に添付する．

6）本文が和文の場合，和文抄録は400～600字とし，最後に和文のキーワードを（5語以内）をつける．

7）本文が和文の場合，英文抄録は200～300wordsとし，最後に英文のkey word（5 words以内）をつける．英文抄録の日本語対訳を最後に添付する．

8）本文が英文の場合，英文抄録は200～300wordsとし，最後に英文のkey word（5 words以内）をつける．和文表題，著者名，所属，索引用語ならびに和文抄録（400～600字）をつける．

9）和文論文内の英文抄録，英文論文の本文，図表はネイティブチェックを受けておく．ネイティブチェックを受けていない場合は編集委員会で専門家に添削を依頼する．添削にかかわる費用は著者負担とする．

10）数字はアラビア数字とし，単位記号は原則として，国際単位系（SI）を使用することとする．

11）学術用語は日本歯科医学会学術用語集 第2版に準拠する．

12）図表および写真は1枚に1点ずつとして本文末にまとめ，表1，図1（写真も含む）などとし，挿入箇所は本文

Presented by Medical*Online

中右欄外に朱書きとする．また，図表の表題および説明は，和文論文は和文，英文論文はこのほか図表中の記載も英文とする．

13）文献は引用箇所の右肩に番号を付け（例えば　松田[1)]，山田[3～6)] のように），本文末に引用順に記載する．

（1）雑誌の場合…著者：表題．誌名，巻：ページ，年．

（例）1）山田太郎，教育花子：市販フッ化物洗口剤作用後のエナメル質および歯根面への Fluoride Uptake の in vitro における検討．口腔衛生会誌，52：28-35，2002.

2）Ripa LW, Leske GS, Forte F, Varma A：Effects of a 0.05% neutral NaF mouthrinse on coronal and root caries of adults. Gerodontol, 6：131–136, 1987.

（2）単行本の場合…著者：書名．版，発行所，発行地，引用ページ，年．

（例）1）山田太郎：口腔衛生学．第1版，医歯薬出版，東京，167，2010.

2）Miller JS：Gingivitis. In：Hine MK, Hay HC, editors. Preventive dentistry. 2nd ed., Mosby Co., St. Louis., pp.98–102, 1999.

3）Robins SL, Matthews JB：斉藤五郎（監訳）；衛生公衆衛生学．南江堂，東京，255–291，1999.

（3）インターネットウェブサイトの場合…ウェブサイト管理者名：ウェブページ名．ウェブページ URL（最終アクセス日）．

（例）1）World Health Organization：Continuous improvement of oral health in the 21st century, http：//www.who.int/oral_health/en/（2005年10月1日最終アクセス）．

14）文献の次に「著者への連絡先」として，代表者氏名，郵便番号，住所，所属，電話番号，FAX 番号，E-mail を記入する．

受付証

論文原稿預り証は原稿受付後，直ちに発行する．投稿規程に合致しない原稿は，返却の上，訂正が必要な場合もある．

著作権

本誌に投稿された論文の著作権（複製権・公衆送信権含む）は本学会に帰属するものとする．

倫理的配慮

1）人を対象とする研究は，研究対象者等に対する倫理的観点及び科学的観点について所属機関あるいは所属学会等の研究倫理審査委員会で審査を受け，承認を受けなければならない．これらの研究発表を行う場合は，研究倫理審査の承認を受けた旨（承認年月日，承認番号を含む）を本文中に明記しなければならない．

2）利益相反（COI）状態を論文末尾，謝辞または引用文献の前に記載する．規定された利益相反（COI）状態がない場合は，「開示すべき利益相反状態はない．」と記載する．

投稿先

原稿は原則メール投稿とする．投稿時の要提出書類は①原稿，②投稿票／原稿のセルフチェック表，③承諾書，とする．もしくは書留郵便またはレターパックなど，追跡可能な方法で下記宛てに①～③と共に送付する．投稿原稿（オリジナルの他にコピー2部を添付）に加え同一内容を記録した電子記録媒体（CD-R）も合わせて送付する．バックアップは手元に保存しておくこと．また，原稿は原則として返却しない．

〒170-0003　東京都豊島区駒込1-43-9 駒込 TS ビル（一財）口腔保健協会内
日本歯科衛生教育学会事務所　編集委員会宛
TEL：03（3947）8301
E-mail：kikaku2@kokuhoken.or.jp

改廃

本規程を改廃する場合は，編集委員会の発議により，常任理事会での協議のうえ，理事会の承認を得なければならない．

付則

本規程にない事項は編集委員会で決定する．
本規程は2010年12月10日より施行する．
本規程は2013年4月1日より施行する．
本規程は2013年10月30日より施行する．
本規程は2014年3月13日より施行する．

Presented by Medical*Online

本規程は 2015 年 4 月 18 日より施行する.
本規程は 2020 年 7 月 18 日より施行する.
本規程は 2021 年 7 月 22 日より施行する.
本規程は 2023 年 6 月 3 日より施行する.
本規程は 2023 年 10 月 30 日より施行する.

Presented by Medical*Online

日本歯科衛生教育学会雑誌「投稿の手引き」

日本歯科衛生教育学会雑誌への投稿では，投稿規程のほかは本手引きに準拠する．

Ⅰ．投稿方法の概要

1. 投稿は，日本歯科衛生教育学会事務所編集委員会宛にメール投稿する．もしくは書留郵便またはレターパックなど，追跡可能な方法で送付する．
2. 投稿時の要提出書類は①原稿，②投稿票／原稿のセルフチェック表，③承諾書とし，郵送の場合は投稿原稿に加え，④同一内容を記録した電子媒体（CD-R）を送付する．
   ・投稿票には，論文の種別（○で囲む），表題，ランニングタイトル（副題を含む表題が25字以内の場合は不要），著者名（全員），所属，所属住所，キーワード（5語以内），別刷希望部数（10部単位），原稿枚数，図枚数，表枚数，連絡先（氏名，住所，電話番号，Fax番号，電子メールアドレス）を記入する．
   ・原稿のセルフチェック表にはチェックリストに記載された各項目について確認し，チェック欄に「✓」印を入れる．関係のない項目には「N/A」と記載する．
   ・承諾書には著者全員の署名を行う．承諾書は署名・捺印済みのものを投稿時に原稿と合わせて学会事務所へ郵送する．
   ＊メール投稿の場合，投稿票／原稿のセルフチェック表・承諾書は学会ウェブサイトよりダウンロードして記入し，メール等で送信する．
3. 原稿は次の順に作成する．
   表題の頁を第1頁とし，頁番号を下段中央に記す．表，図も原則同一ファイルに貼りつける．
   1）表題・著者名・所属（和文，英文），（ランニングタイトル）
   2）和文抄録，和文キーワード
   3）英文抄録，英文キーワード　＊原著論文のみ必須
   4）本文原稿
   5）文献
   6）著者への連絡先
   7）図表のタイトルおよび説明
   8）表，図（写真を含む）

Ⅱ．投稿原稿の書き方

1. 原稿ファイル種類
   Microsoft Word
2. 査読原稿の種別
   査読を受ける原稿の種別は，（総説），原著，報告，解説，その他とする．
   ＊総説は基本的に編集委員会からの依頼論文のため，原則査読は行わず，編集委員会でのチェックのみとする．
3. 原稿の様式
   1）原稿は，10.5ポイント，横書きとし，A4用紙に1行25字×30行で印字する（1頁は約2,350字相当である）．
   2）和文は新かなづかい，口語体，横書きとし，フォントはMS明朝もしくはMSP明朝とする．
   3）数字，英字はすべて半角で入力する．フォントはCenturyもしくはTimes New Romanとする．スペースは半角にする．
4. 原稿の記述様式
   1）表題
   表題が25字を超えるものは，柱（ランニングタイトル）用として25字以内の表題を，表題の次の行に「ランニングタイトル」として記載する．特に申し出のない場合はタイトルをそのままランニングタ

Presented by Medical*Online

イトルに記載する．特に申し出のない場合はタイトルをそのままランニングタイトルに用いる．表題には原則として略号を用いない．万一用いる場合には，抄録および本文中の初出時に，正式名称と略号を併記する．

2）和文抄録および和文キーワード

和文抄録は，要約を全体で 400 ～ 600 字で簡潔に記載する．なお，抄録の末尾に字数を記載する．抄録には原則として略号を用いない．万一用いる場合には，初出時に，正式名称と略号を併記する．

和文キーワードは 5 つ以内とし，略号を用いてはならない．

3）英文抄録および英文キーワード　＊原著論文のみ必須

英文抄録は，要約を全体で 200～300 words で簡潔に記載する．なお，抄録の末尾に word 数を記載する．抄録には原則として略号を用いない．万一用いる場合には，初出時に，正式名称と略号を併記する．

英文キーワードは 5 つ以内とし，略号を用いてはならない．

4）本文の構成および記述法

(1) 総説

総説論文は，ある特定の論題について読者の役に立つ情報を紹介し，要約しようとするものである．

対象とする領域の背景やこれまでの研究成果を正確に紹介するものとし，参考文献の採択に特に配慮すること．その際に，著者の独善的な意見やバイアスによって大きく影響を受けることがないようにすること．また，情報を探し，選択し，まとめるために用いられた手法が記載されていることが望ましい．

(2) 原著

原著論文は，研究の新規性が高く，客観的な結論が得られ，歯科衛生学教育の発展に寄与するものであること．また，表 1 の記載内容の基準を満たしていること．

表 1　原著論文の構成

項目	記載内容
緒言	・研究の背景や新規性，研究目的および研究の意義が明確に理解できるように記述している．
対象および方法	・研究対象および方法について，再現できるよう詳細にわかりやすく記述している． ・研究対象，調査または実験手法，解析法等が研究目的に合致している．
結果	・客観的事実のみを記述している． ・内容を整理し，項目立てて記載している．
考察	・得られた結果をもとに考察している． ・従来の文献を参考に十分推敲を重ね，独断的にならないように，また論旨が飛躍しすぎないように考察している． ・本研究が歯科衛生学教育にとってどのような意義があるのかを記述している． ・緒言との重複や結果の繰り返しの記載となっていない．
結論（総括）	・得られた結論のみを正確かつ簡潔に記述している． ・緒言で提示した研究目的や仮説との整合性が図られている．

(3) 報告

報告は，歯科衛生学教育に関する科学的な調査・研究であり，独自性が強いものであること．

(4) 解説

解説は，歯科衛生学教育に関する内容・背景などをわかりやすいように説明したものであること．

(5) その他

その他は，総説，原著，報告，解説以外の歯科衛生学教育に関するもので，公表する価値があること．トピックス（歯科衛生学教育に関連する速報性，重要性のある情報），文献紹介（国内外で発表された論文で，歯科衛生学教育に役立つと思われるもの）等を含む．

5）表と図の書き方

(1) 原則として，データを図と表に重複して記載しない．図表の枚数は必要最小限にとどめる．

(2) 図表の表題および説明は和文とする．表の表題は表の上に，図の表題は図の下につける．

Presented by Medical*Online

(3) 表と図（写真を含む）は本文で引用順に，表は表1，表2…，図（写真を含む）は図1，図2…のように一連番号をつけ，原稿ファイルの最後にまとめて貼りつける．
(4) カラーではなく，白黒印刷で判別できる，明瞭なデータで作成すること．
(5) 原稿ファイルの総データサイズが7メガバイト（MB）未満となるよう可能な範囲内でできるだけ鮮明に図表の画像データを調整する．7メガバイトを超える場合は，オンラインストレージまたは大容量データ転送便等の利用も可能とする．

6) 文献の記載様式
(1) 本文で引用した順序に番号を付して列記し，本文末に引用順に記載する．
(2) 著者名は姓，名（外国人はイニシャルのみ）の順とする．
(3) 共著の場合は筆頭者を含め3名まで記して，4人目からは，「ほか」または［et al.］と略す．
(4) 引用文献の表示は原著の表示に従う．英文の場合は，文頭の語の頭文字のみ大文字とする．
(5) 雑誌文献引用記載は次の方式による．
①雑誌論文は著者：表題．雑誌略誌名，巻：頁-頁，発行年（西暦表示とする）．の順に記載する．頁は通巻頁を原則とするが，頁表記が1号ごとに第1ページから始まる（通し頁でない）雑誌に限り，号も記載する．
②雑誌の略誌名は各雑誌の別誌名，それ以外は医学中央雑誌の略名表と Index Medicus に準拠する．
③受理されたが未発刊の文献は末尾に印刷中（英文の場合は，in press）と記載する．
④Web ページの引用記載様式は，Vancouver style とする．
例：
（和文雑誌例）
1) 山田太郎，教育花子：市販フッ化物洗口剤作用後のエナメル質および歯根面への Fluoride Uptake の *in vitro* における検討．口腔衛生会誌，52：28-35，2002.
（英文雑誌例）
2) Ripa LW, Leske GS, Forte F et al.：Effects of a 0.05% neutral NaF mouthrinse on coronal and root caries of adults. Gerodontol, 6：131-136, 1987.
通し頁（通巻）でない雑誌の例：
1) 衛生教子，歯科育子：新人歯科衛生士教育の在り方とは．日衛学誌，1(1)：1-2，2000.
2) Eisei K, Sika I：How to educate rookie dental hygienists. JSDHE, 1(2)：1-2, 2000.
(6) 単行本文献引用記載は次の方法による．
①単行本は著者：書名．版，発行所，発行地，引用ページ，発行年．の順に記載する．
②単行本の書名は略記しない．
③単行本を2カ所以上で引用する際は，各々の引用頁を記載する．
例：
（和文単行本例）
1) 山田太郎：口腔衛生学．第1版，医歯薬出版，東京，167，2010.
（英文単行本例）
2) Miller JS：Preventive dentistry. 2nd ed., Mosby Co., St.Luis., 98-102, 1999.
(7) 分担執筆の単行本文献引用記載は次の方式による．
分担執筆の単行本は分担執筆者：分担執筆の表題．編者または監修者：書名．巻などの区別，発行所，発行地，引用ページ，発行年．の順に記載する．
例：
1) 衛生教子：スケーラー取扱時の注意事項．歯科育子，教育花子（編）：歯科衛生士が知っておくべき基礎知識．口腔保健協会，東京，20-25，2017.
2) Eisei K：Scaling. In Yamada T, Sika S, eds：Dental Hygiene Education, Oral Health. DEF Press, Tokyo, 152-160, 2002.
(8) 翻訳書文献引用記載は次の方式とする．
翻訳の単行本，論文は著者（翻訳者）：書名（翻訳書名，発行者，発行地，頁-頁，発行年），発行年．

Presented by Medical*Online

の順に記載する．

例：

Wilkins EM（松井恭平ほか）：Clinical practice of the dental hygienist 11th edition（ウィルキンス歯科衛生士の臨床　原著第 11 版．医歯薬出版，東京，758–769，2015），2013.

(9) インターネットウェブサイトの場合…発行元：記事名．ウェブサイトアドレス（最終アクセス日）．

例：

1）World Health Organization：Continuous improvement of oral health in the 21st century. http://www.who.int/oral_health/en/（2015 年 10 月 1 日最終アクセス）.

7）その他論文作成上の留意事項

(1) 見出しは次の順に項目をたて，順に行の最初の一画をあける．

1，2，3，4，5，

1），2），3），4），5），

(1)，(2)，(3)，(4)，(5)，

①，②，③，④，⑤，

a，b，c，d，e，

a），b），c），d），e），

(a)，(b)，(c)，(d)，(e)，

(2) 材料，機器，器材や薬品名の表記は，一般名を記し，続けて（　）内にその製品名，製造社名，所在地，の順に記載する．

(3) 歯学学術用語などについては 2018 年日本歯科医学会（編）の「日本歯科医学会学術用語集 第 2 版」（医歯薬出版）に準拠する．

(4) 数字は算用数字とする．

(5) 略語，略号は国際的に慣用されている用語を使用する．

(6) 微生物，動植物などの学名は，二名法によりイタリックとし，最初の文字だけ大文字で書く．たびたび使用する場合は，2 回目以後属名を省略してもよい．

例：*Streptococcus mutans* → *S. mutans*

Ⅲ．投稿論文の評価項目

1. 投稿論文の査読に際しては，以下の項目について評価し，総合判定を行うこととする．

1）日本歯科衛生教育学会雑誌に対する適応性
2）論文の価値
3）論文の新規性
4）論文表題名
5）記述内容
6）表現方法
7）論文の推敲
8）学術用語の使い方
9）図表の妥当性
10）引用文献の使い方
11）投稿規程に対する準拠

Ⅳ．著作権に関する留意事項

1. 投稿論文が他学会，また他誌における論文との重複投稿であると編集委員会が判断した場合には，いかなる時期にあっても受付および受理を取り消す．これに伴い発生した諸費用は原則として著者が負担する．
2. 他の出版物からの転載がある場合，著者・出版社に転載許諾をあらかじめ得ておくこと．引用・転載した図（写真）に文献番号を記載し，出典を明示すること．

Presented by Medical*Online

Ⅴ．倫理的配慮

1. 人を対象とする研究は，研究対象者等に対する倫理的観点及び科学的観点について所属機関あるいは所属学会等の研究倫理審査委員会で審査を受け，承認を受けなければならない．これらの研究発表を行う場合は，研究倫理審査の承認を受けた旨（承認年月日，承認番号を含む）を本文中に明記しなければならない．
2. 利益相反（COI）状態を論文末尾，謝辞または引用文献の前に記載する．規定された利益相反（COI）状態がない場合は，「開示すべき利益相反状態はない．」と記載する．

Ⅵ．論文作成費用

1. 掲載料
   1）編集委員会から依頼した総説，または，依頼論文は無料とする．
   2）刷り上がり6頁まで無料．7頁目から1頁につき8,000円申し受ける．図，写真の図版製作（版下代を含む）はすべて著者負担とする．
2. 別刷
   1）編集委員会から依頼した総説，または，依頼論文の別刷は50部までを無料とし，50部を超える場合は有料とする．ただし送料は無料とする．
   2）投稿した論文で別刷を希望する場合は，必要部数（10部単位）を投稿票の所定の欄に記載し，実費は著者負担とする．

Presented by Medical*Online

日本歯科衛生教育学会　利益相反自己申告書

申請者氏名・所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

対象となる事業活動：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

項目	該当の状況	有の場合，企業・団体名等
1．報酬額 （1 つの企業・団体から年間 100 万円以上）	有　・　無	
2．株式の利益 （1 つの企業・団体から年間 100 万円以上，あるいは当該株式の 5%以上保有）	有　・　無	
3．特許使用料 （1 つにつき年間 100 万円以上）	有　・　無	
4．講演料 （1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上）	有　・　無	
5．原稿料 （1 つの企業・団体から年間合計 50 万円以上）	有　・　無	
6．研究費の総額 （1 つの企業・団体から受ける受託研究費，共同研究費，臨床試験等の年間総額が 200 万円以上）	有　・　無	
7．寄付金等の総額 （1 つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局等に支払われた年間総額が 200 万円以上）	有　・　無	
8．企業などが提供する寄付講座 （企業等から提供される寄付講座に所属している場合に記載）	有　・　無	
9．旅費，贈答品，人員，機器，設備，施設等の受領 （1 つの企業、団体から年間 10 万円以上）	有　・　無	

（本利益相反自己申告書は受理後原則 2 年間保管されます）

（申告日）　　年　　月　　日

（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

Presented by Medical*Online

日本歯科衛生教育学会雑誌　投稿票（第　　巻第　　号）

論文種別：　総説　　原著　　報告　　解説　　その他　（希望に○印）

表　　題：

ランニングタイトル：
（副題を含む表題が 25 字以内の場合は不要）

著者名（全員）：

所　　属：

所属住所：〒

キーワード（5 語以内）：

別刷希望部数：　　部（10 部単位）

原稿構成：表題・著者名・所属（和文，英文），（ランニングタイトル），著者連絡先	枚
和文抄録，和文キーワード	枚
英文抄録，英文キーワード　※原著論文のみ必須	枚
本文原稿	枚
文献	枚
図表のタイトルおよび説明	枚
表，図（写真含む）	枚
連絡先：（投稿・校正責任者） 氏　名 住　所　〒	
TEL：　　FAX： E-mail：	
連絡事項：	

Presented by Medical*Online

原稿のセルフチェック表

原稿は必ず投稿規程および投稿の手引きに準拠してください.
原稿を送る前に著者がセルフチェックして□に「✓」印を入れてください.
関係のない項目には「N／A」と記載してください.

□ 著者はすべて本会会員ですか

□ 和文タイトルはありますか
□ 和文著者名はありますか
□ 和文所属はありますか
□ 和文抄録はありますか
□ 和文キーワードはありますか
□ ランニングタイトルはありますか

□ 英文タイトルはありますか
□ 英文著者名はありますか
□ 英文所属はありますか
□ 英文抄録はありますか
□ 英文キーワードはありますか

□ 論文形式は次の順序になっていますか

1. 緒言　2. 対象および方法　3. 結果　4. 考察
5. 結論（総括）　6. 文献　7. 図表

□ 文献は引用した順に一連の番号をつけて，次の要領で記載してありますか
・雑誌の場合　著者名：論文名．雑誌名，巻（号）：ページ，西暦年.
・単行本の場合　著者名：書名．版数，出版社名，発行地，ページ，西暦年.

□ 他の出版物からの転載がある場合：著者・出版社に転載許諾手続を行い，文書にて許可書を取得してありますか（引用した図（写真）・表に文献番号を記載し，出典を明示する）

□ 図表の挿入場所を括弧で指定してありますか

□ 原稿にページ番号が入っていますか

□ 図表には背景がなく，モノクロ印刷の状態で鮮明ですか

□ 倫理審査委員会の承認を受けており，委員会名と承認番号を記載してありますか

□ 利益相反の有無や内容を記載してありますか

□ 承諾書は用意してありますか

□ ネイティブチェックを受けていますか（ネイティブチェックを受けていない場合は，編集委員会で専門家に添削を依頼します．添削にかかわる費用は著者負担とします）

年　月　日

筆頭著者名

Presented by Medical*Online

年　　月　　日

日本歯科衛生教育学会　殿

承　諾　書

私は，次の誓約の下に下記論文を日本歯科衛生教育学会雑誌へ掲載を申し込みます.

1.「日本歯科衛生教育学会雑誌」の投稿規程により，下記の表題の投稿論文が「日本歯科衛生教育学会雑誌」に掲載された際は，下記に署名，捺印した著者は，その全ての著作権（著作財産権 copy right）を貴学会へ譲渡することを承諾いたします.

2. 下記の著者は，本論文がオリジナルであること，他の機関の著作権（著作財産権 copy right）を侵害しないこと，過去に誌上発表されていないこと，および他誌への投稿を考慮していないことを確約いたします.

また，全著者が本投稿最終論文を読み，投稿を承認したことを確約いたします.

表　題：

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿印　＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿印　＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿印　＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿印　＿＿＿＿＿＿＿＿印

＿＿＿＿＿＿＿＿印　＿＿＿＿＿＿＿＿印

Presented by Medical*Online